

著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入に関する論点整理 —検討事項 3 関係—

【検討事項 3：著作権分野における他の制度等との関係について】

著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度の制度設計に当たっては、制度の導入に伴う著作権等管理事業、出版権制度、サブライセンスといった著作権分野における他の制度等に与え得る影響も考慮する必要がある。そのため、著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度と著作権分野における他の制度等との関係性について検討を行う。

1. 著作権等管理事業への影響について

(1) 著作権等管理事業について

著作権等管理事業者は、著作権者等から著作権等の管理委託を受けて、著作権等の管理を行い、利用者に対して許諾を行い、利用者からの使用料の徴収及び著作権者等への使用料の分配を行っている。

著作権等管理事業法上、管理委託契約は、次に掲げる契約であって、受託者による著作物等の利用の許諾に際して委託者（委託者が当該著作物等に係る次に掲げる契約の受託者であるときは、当該契約の委託者）が使用料の額を決定することとされているもの以外のもの、と定義されている（同法 2 条 1 項）。

- ① 委託者が受託者に著作権等に移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約（「**信託譲渡型管理委託契約**」。下記図 1。）
- ② 委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約（「**委任型管理委託契約**」。下記図 2 及び図 3）

これらの管理委託契約に基づいて、著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う行為であって、業として行うものが「著作権等管理事業」であり（同法 2 条 2 項）、著作権等管理事業法上の登録を受けて著作権等管理事業を行う者が「著作権等管理事業者」と定義されている（同法 2 条 3 項）。

図 1：信託譲渡型管理委託契約の場合のイメージ

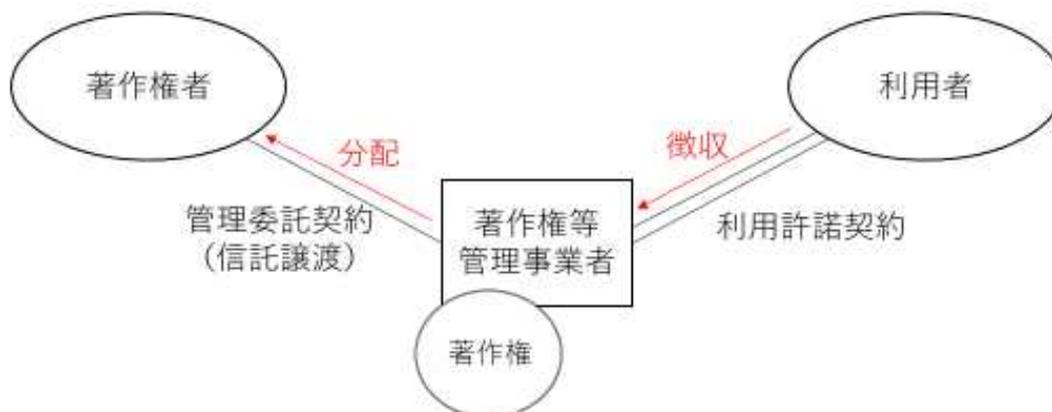


図2：委任型管理委託契約（代理）の場合のイメージ

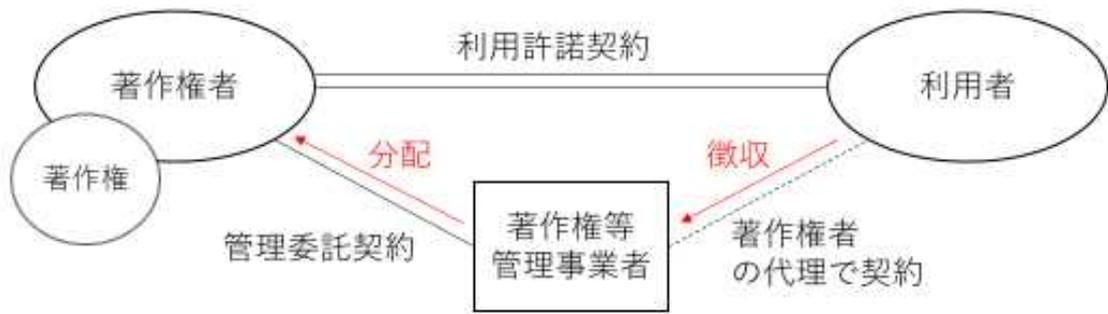
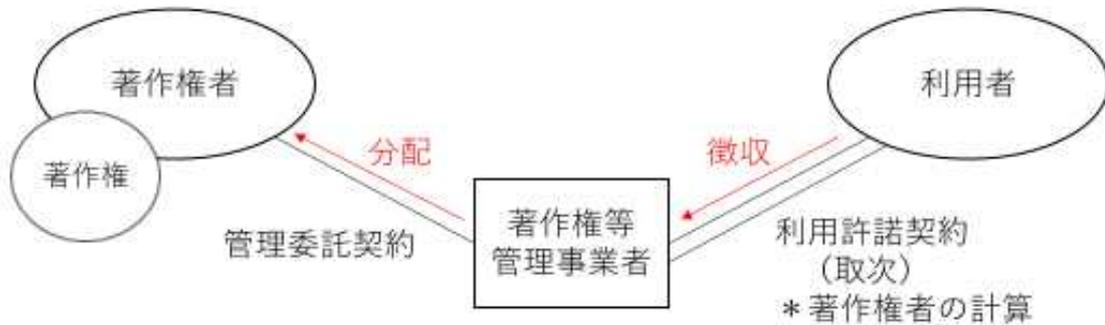


図3：委任型管理委託契約（取次）の場合のイメージ



(2) 信託譲渡型管理委託契約に基づく著作権等管理事業への影響についての検討

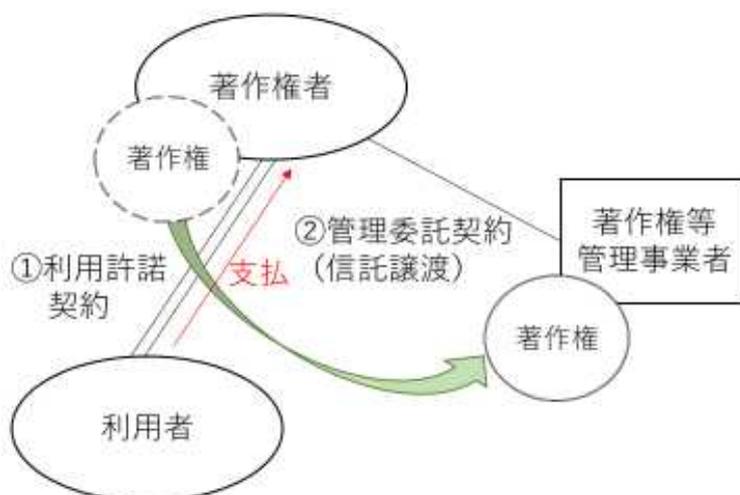
以下の2つの事例に即して、対抗制度の導入による信託譲渡型管理委託契約に基づく著作権等管理事業への影響について検討する。

ア. 信託譲渡型管理委託契約の締結前に利用許諾契約が締結されている事例

信託譲渡型管理委託契約が締結される場合には、著作権は、著作権者から著作権等管理事業者へ移転している。

著作権者が第三者との間で著作権の利用許諾契約を締結している状況で、著作権者と著作権等管理事業者との間で当該著作権についての信託譲渡型管理委託契約が締結されたという事例（下記図4参照）において、対抗制度が導入された場合には、著作権者から許諾を受けた利用者は著作権等管理事業者に対して利用許諾に係る権利を対抗することができることになる。

図4：信託譲渡型管理委託契約の締結前に利用許諾契約が締結されている事例



上記の事例に関し、調査研究¹においては、信託譲渡型管理委託契約に基づいて著作権等管理事業を行っている一般社団法人日本音楽著作権協会に対して、ヒアリングを行った。一般社団法人日本音楽著作権協会によれば、上記の状況が判明した場合には、委託者に利用許諾契約締結の事実の有無を確認し、当該事実が確認できたときには、著作権者の意思を尊重し、著作権等管理事業者からの使用料の徴収等は基本的には控えるようにしているとのことであり、対抗制度が導入された場合にも、引き続きこれと同様の取扱いをすることが想定されるため、この事例において対抗制度導入の影響はないとのことであった。

以下、利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継される場合と承継されない場合に分けて、著作権等管理事業者に関する法律関係について検討する。

i 利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継されない場合

利用許諾契約が承継されない場合には、著作権者と利用者との間で利用許諾契約が継続することとなる。著作権等管理事業者は、この利用許諾契約に基づく使用料の徴収・分配には関与しない。

ii 利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継される場合

利用許諾契約が承継される場合には、著作権等管理事業者は著作権者が締結した利用許諾契約を承継することとなる。当該利用許諾契約の内容は使用料規程に基づくものではないところ、著作権等管理事業法上、著作権等管理事業者は文化庁長官に届け出た使用料規程に定められた額を超える使用料を請求できないとされていることから（同法第13条第4項）、著作権等管理事業者が利用者に対して当該利用許諾契約に基づいて、使用料規程に定めのない利用行為についての使用料や使用料規程を超える金額を請求することについては著作権等管理事業法上の問題が生じる可能性がある。

上記の事例に関しては、信託譲渡契約において、譲渡契約締結時に存在している利用許諾契約について著作権等管理事業者は承継しない旨の合意をする等の対応²を採るこ

¹ 平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）（以下「調査研究」という。また、これに基づくアンケート調査・ヒアリング調査をそれぞれ「アンケート調査」・「ヒアリング調査」という。）

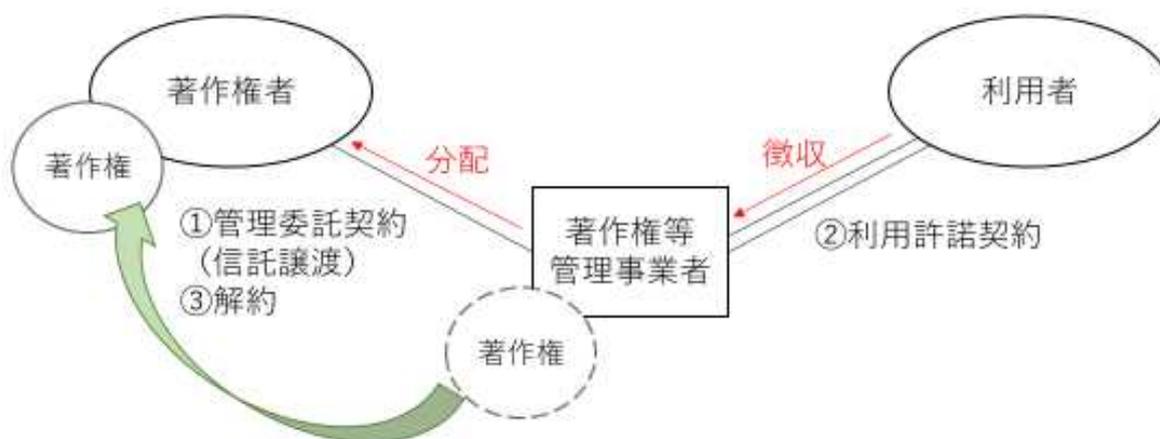
² 解釈上利用許諾に係る権利の対抗に伴う契約の承継が肯定される場面であっても、どのような合意を

とで、著作権管理事業法上の問題を避けることができると考えられる。

イ. 信託譲渡型管理委託契約が利用許諾契約の期間中に解約された事例

信託譲渡型管理委託契約が締結され、著作権が著作権者から著作権等管理事業者へ移転し、著作権等管理事業者が利用者に対して許諾を行っていたところ、当該利用許諾契約の期間中に著作権者が信託譲渡型管理委託契約を解約したという事例（下記図5参照）において、対抗制度が導入されると、著作権等管理事業者から利用許諾を受けた利用者は著作権者に対して利用許諾に係る権利を対抗することができることになる。

図5：信託譲渡型管理委託契約に基づいて利用許諾契約が締結された後に、利用許諾契約の期間中に信託譲渡型管理委託契約が解約された事例



上記の事例に関し、一般社団法人日本音楽著作権協会からは、利用許諾契約の範囲内において利用者が利用を継続できることは利用者の利用が安定的に行われるという点では望ましいと思われる一方、信託譲渡型管理委託契約を解約する著作権者は、自己管理又は他の著作権等管理事業者への管理委託をする意向をもって解約していると思われるところ、著作権等管理事業者が締結した利用許諾契約に基づく利用が継続することは当該著作権者の意向に反する可能性があるため、著作権等管理事業者としてはどちらが優先されるべきとは決めがたいとの意見があった。

上記の事例に関しては、対抗制度が導入された場合、利用者の利用が継続されることになるところ、著作権者は自らが信託した著作権等管理事業者が許諾した利用が継続されることについては当然受け入れるべき立場にある。

以下、利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継される場合と承継されない場合に分けて、著作権等管理事業者に関する法律関係について検討する。

i 利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継されない場合

利用許諾契約が承継されない場合には、著作権等管理事業者と利用者との間で利用許諾契約が継続することとなる。この場合には、著作権等管理事業者は従前と同様に利用者から使用料を徴収し、その使用料を著作権者に対して分配することとなる。なお、著

すれば契約が承継されないこととなるかについては、本ワーキングチーム（第2回）資料1「著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入に関する論点整理」6頁における「御審議いただきたい点2」に関する議論が参考となるものと考えられる。

著作権等管理事業者が徴収した使用料から管理手数料を得ることについては、著作権者との関係では、事務管理（民法第697条）に基づく費用償還請求（民法第702条）の問題となるものと考えられる。

ii 利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継される場合

利用許諾契約が承継される場合には、著作権者は著作権等管理事業者が締結した利用許諾契約を承継することとなる。著作権等管理事業者は、この利用許諾契約に基づく使用料の徴収・分配には関与しない。

ウ. まとめ

以上を踏まえると、対抗制度の導入によって信託譲渡型管理委託契約に基づく著作権等管理事業に支障が生ずるような影響はないものと考えられる。

（3）委任型管理委託契約に基づく著作権等管理事業への影響についての検討

委任型管理委託契約が締結される場合には、管理委託契約の締結後も著作権者が著作権を有しているため、著作権者が著作権を第三者に譲渡する可能性がある。そのため、以下の事例に即して、対抗制度の導入による委任型管理委託契約に基づく著作権等管理事業への影響について検討する。

著作権等管理事業者が代理又は取次して著作権者と利用者との間で利用許諾契約が締結されている状況で、著作権者が第三者（譲受人）に対し著作権を譲渡したという事例（下記図6及び図7参照）において、対抗制度が導入された場合には、利用者は第三者（譲受人）に対して利用許諾に基づく権利を対抗することができることになる。

図6：委任型管理委託契約（代理）に基づく利用許諾契約の締結後、著作権等が譲渡された事例

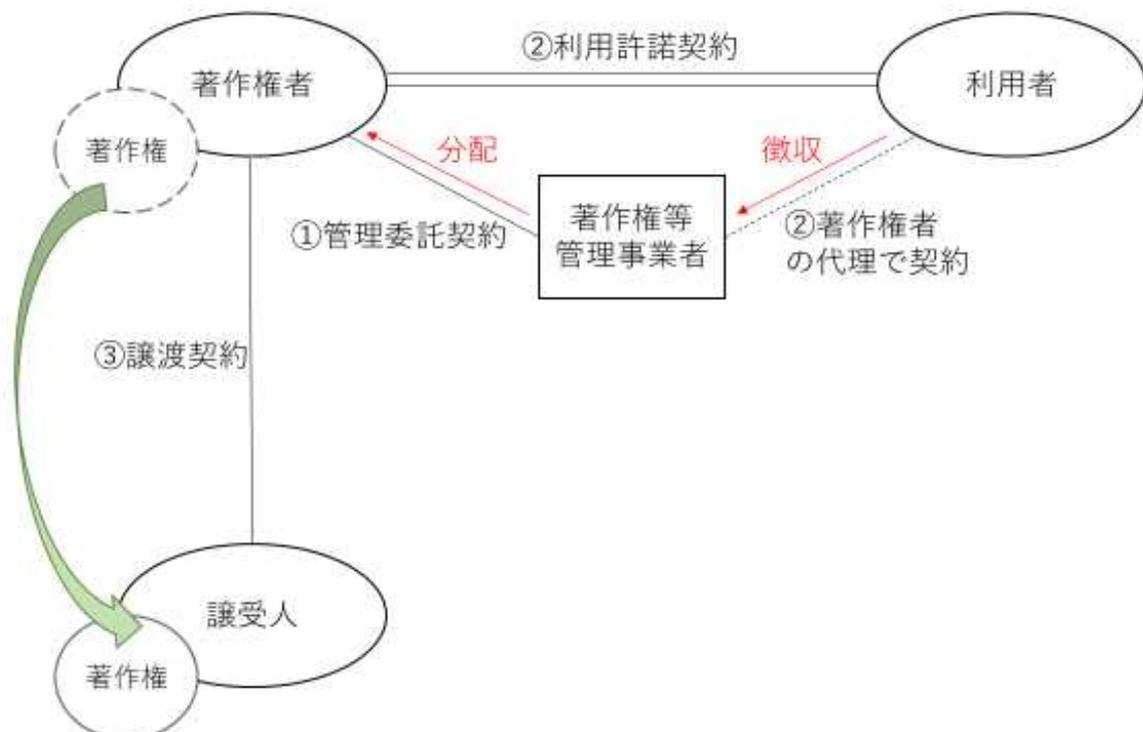
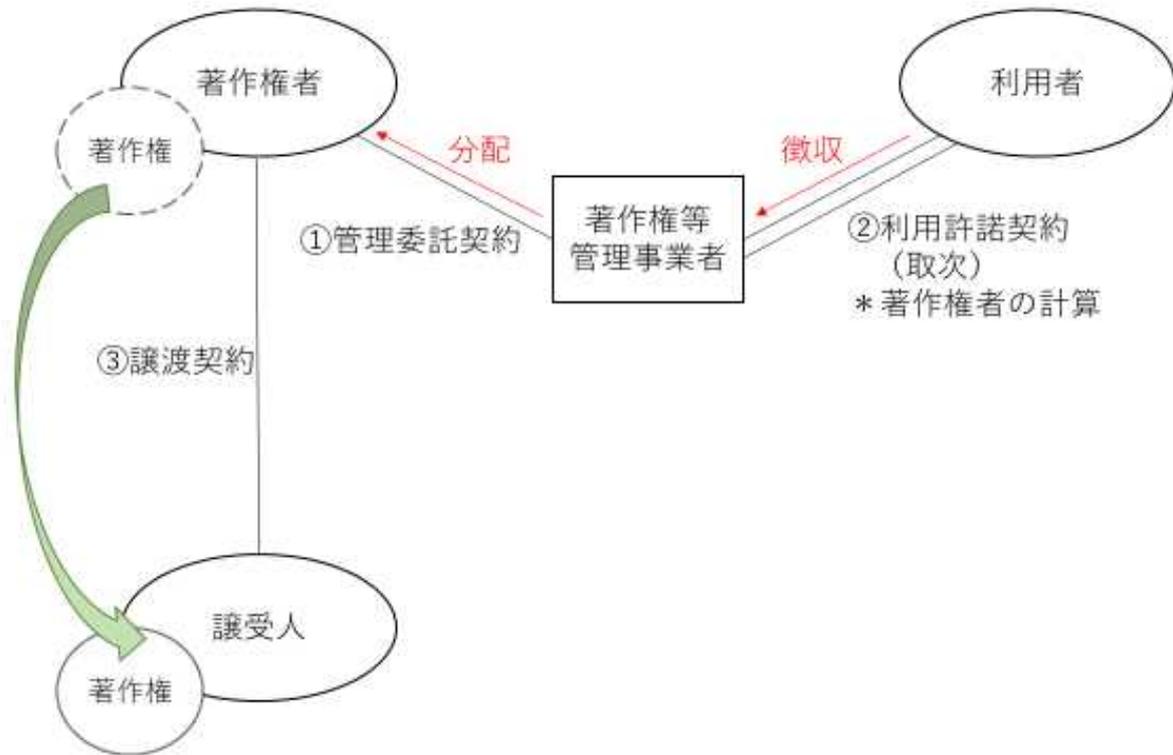


図7：委任型管理委託契約（取次）に基づく利用許諾契約の締結後，著作権等が譲渡された事例



上記の事例に関し，委任型管理委託契約に基づいて著作権等管理事業を行っている著作権等管理事業者に対してヒアリングを行ったところ，著作権の譲渡があった場合でも利用者が利用許諾契約に基づく範囲で利用を継続することができる点にメリットがあり，著作権等管理事業にもプラスの影響があるといった意見，著作権等管理事業に悪影響を与えることは考えにくいとの意見があった。

【ヒアリング調査概要】

- 対抗制度が導入されても当センターの業務に特段の影響はないし，また，対抗制度の必要性も感じていない。もっとも，利用者は対抗制度が導入されれば，その範囲で利用を継続できることになるので，利用者から見るとメリットがある制度ではあるだろう。（公益社団法人日本複製権センター）
- 著作権等管理事業者としてはプラスに働く。現状の管理委託契約が継続されるというなら，管理事業として安定すると思う。（一般社団法人日本美術家連盟）
- （対抗制度導入による悪影響について）あまり思いつかない。（一般社団法人日本レコード協会）
- 我々の管理事業自体への影響は特にないと考えられる。（一般社団法人出版物貸与権管理センター）

利用者が利用許諾に係る権利を対抗できることに伴う契約の承継に関しては，管理委託契約が承継されることを前提に使用料の分配先が明らかになるのが望ましいことから契約の承継がされることが望ましいといった意見，譲受人（新著作権者等）との間で管理手数料を得ることに問題が生じないかとの意見等があった。

【ヒアリング調査概要】

- 管理事業者としては契約が承継する方がありがたい。ただ、それで良いのかどうかということはある。（一般社団法人日本美術家連盟）
- 譲渡人との管理委託契約を譲受人が承継するのであれば問題はないと考えられる。文藝家協会がどこに使用料を分配すれば分からなくなるのは困る。（公益社団法人日本文藝家協会）
- （契約の承継について）幸い、当協会には委任しないというレコード製作者はあまりおらず、そういう話も聞いたこともない。委任をほぼ頂けている状況であるため、積極的に「承継されるべき。」と言わなくても問題は生じていない。権利が第三者に移ってしまった後に使用料規程に基づく使用料を頂いた場合、当該第三者に対する分配をすることになるが、その際、管理委託契約約款で定める手数料がそのまま通用するのかという問題は生じ得る。当該第三者からみれば、当協会との間で契約はしていないから勝手に手数料を取るなという話になるかもしれない。（一般社団法人日本レコード協会）

以下では、利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継される場合と承継されない場合に分けて、著作権等管理事業者に関する法律関係について検討する。

a 代理による委任型管理委託契約に基づく利用許諾契約が締結されている場合

i 利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継されない場合

利用許諾契約が承継されない場合には、旧著作権者（譲渡人）と利用者との間の利用許諾契約が継続することとなる。また、旧著作権者（譲渡人）と著作権等管理事業者との間の管理委託契約も継続することとなる³。そのため、著作権等管理事業者は従前と同様に利用者から徴収した使用料を旧著作権者（譲渡人）に対して分配することとなる。分配された使用料については、旧著作権者（譲渡人）と新著作権者（譲受人）との間で合意や不当利得返還請求等により精算が行われることとなる。このように、契約が承継されない場合には著作権等管理事業者は既に著作権者ではなくなっている譲渡人に対して使用料を分配することとなるが、そのことにより著作権等管理法に違反することとはならないものと考えられる。

なお、著作権等管理事業者が徴収した使用料から管理手数料を得ることについては、新著作権者（譲受人）との関係では、事務管理（民法第697条）に基づく費用償還請求（民法第702条）の問題となるものと考えられる。

ii 利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継される場合

利用許諾契約が承継される場合には、利用許諾契約上の地位は旧著作権者（譲渡人）から新著作権者（譲受人）に承継されることとなる。もっとも、この場合においても、旧著作権者（譲渡人）と著作権等管理事業者との間の管理委託契約は利用許諾契約とは別個の契約であることから、管理委託契約は利用許諾に係る権利の対抗に伴って新著作権者（譲受人）に当然には承継されず、旧著作権者（譲渡人）と著作権等管理事業者との間で継続することとなるものと考えられる。

この場合においては、引き続き著作権等管理事業者が利用許諾契約に基づく徴収を行うこととなると、管理委託契約に基づいて旧著作権者（譲渡人）に対して使用料を分配

³ 管理委託契約において著作権譲渡を行ったことを約定の解除事由としている場合は、著作権等管理事業者は管理委託契約を解除することは可能である。

することとなり、新著作権者（譲受人）は旧著作権者（譲渡人）に対して不当利得返還請求をしなければならないという複雑な法律関係が生じることとなるが、法律関係の複雑化の回避の観点から契約承継が認められているとすれば、このような複雑な法律関係が生じることその前提に矛盾することとなるものと考えられる。そのため、著作権等管理事業者は、この利用許諾契約に基づく使用料の徴収・分配には関与しないものと考えられる⁴。

b 取次による委任型管理委託契約に基づく利用許諾契約が締結されている場合

i 利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継されない場合

利用許諾契約が承継されない場合には、上記代理の場合（aのi）と同様の関係となると考えられる。

ii 利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継される場合

取次による委任型管理委託契約の場合には、著作権等管理事業者が利用許諾契約の当事者であり、著作権者は当事者ではないものの、著作権者の計算において利用許諾契約が締結されている。著作権の譲渡が行われ、利用許諾に係る権利の対抗に伴って利用許諾契約が承継されるべき場合には、法律関係の複雑化の回避という観点から、利用許諾契約上の地位は著作権等管理事業者から譲受人に承継されることとなるものと考えられる。

したがって、この場合は上記代理の場合（aのii）と同様の関係となると考えられる。

以上を踏まえると、対抗制度の導入によって委任型管理委託契約に基づく著作権等管理事業に支障が生ずるような影響はないものと考えられる。

【御審議いただきたい点4】

上記のほか、利用許諾に係る権利の対抗制度の導入に伴い、著作権等管理事業との関係で留意すべき点等があるか。

⁴ 著作権等管理事業者が新著作権者（譲受人）から著作権の管理委託を受けた場合には、利用許諾契約に基づく使用料の徴収・分配は著作権等管理事業者が行うこととなると考えられる。

2. 出版権制度との関係について

出版権は、著作権者の出版権設定行為に基づいて発生する用益物権類似の権利である。出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、権利の全部または一部を専有することとされており（第80条第1項）、出版権が設定された範囲については排他的な著作物の利用権限を有することとなる。

出版権は、設定行為に基づいて発生するものであるが、その設定については登録をしなければ第三者に対抗することができない（第88条第1項第1号）。

これに対し、利用許諾に係る権利について当然対抗制度が導入された場合には、著作権者から差止め等を受けることのない地位については、（対抗要件を備えることなく）第三者に対抗することができることとなる。

この利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入によって、未登録出版権のうち著作権者から差止め等を受けることのないという地位については登録なくして対抗できることとなるかが問題となり得る。具体的な場面としては、出版権が設定されたが、出版権の設定について登録されていない状況において、著作権者が第三者に対して著作権を譲渡したという場面が考えられる。

この点については、著作権法上、利用許諾に係る権利と出版権については、それぞれ異なる性質を持った別個の権利として規定されていることから、利用許諾に係る権利の当然対抗制度は出版権には当然には適用されないものと考えられる。また、出版権が排他的な権利であることを前提として、出版権者は出版の義務（第81条）を負うことや著作権者による出版権の消滅請求に関する規定（第84条）がある等、著作権者と出版権者との間には特別な法律関係が形成されていると考えられることから、出版権のうちの一部の地位についてのみ当然に第三者に対抗することができることは妥当ではないと考えられる。

以上を踏まえると、利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入によって、未登録出版権のうち著作権者から差止め等を受けることのないという地位について登録なくして対抗できることとはならないものと考えられる。

【御審議いただきたい点5】

利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入によって、未登録出版権のうち著作権者から差止め等を受けることのないという地位について登録なくして対抗できることとはならない、という整理について問題はないか。

3. サブライセンスとの関係について

著作物の利用許諾に基づきビジネスが行われる場合に、ライセンシー自らが著作物を利用する場合以外に、ライセンシーが第三者に対して著作物のライセンスを与え、当該第三者が著作物を利用することでビジネスを展開していく場合がある。このような場合にライセンシーが第三者に対して与える著作物等のライセンスは、一般に「サブライセンス」と呼ばれている。サブライセンスによりサブライセンシーは著作権者から利用を妨げられることのない地位を取得することとなる。

同じ知的財産権法である特許法においては、サブライセンスについては、以下のように整理されている⁵。

特許権者や専用実施権者とは異なり、通常実施権者は独占排他的な権利を有するものではないことから、通常実施権者が第三者に発明の実施を許諾する権利を独自に有するものとは解されない。すなわち、通常実施権者は、特許権者等の授権を得た場合に限り、特許権者等に対する不作為請求権を特許権者等に代わって許諾できるものと考えることができ、この許諾を受けたサブライセンシーは、特許法上の通常実施権者として、特許権者等に対する不作為請求権を中核とする実施権を取得するものと考えられる⁶。

上記の整理を著作権法にあてはめると、サブライセンスについては、利用者（ライセンシー）は、著作権者（ライセンサー）から授権を得ており、著作権者等に対する不作為請求権を著作権者に代わって許諾することができ、許諾を受けたサブライセンシーは著作権者に対する不作為請求権を取得することとなる。

他方で、調査研究においては、実務上は、著作権者－ライセンシー－サブライセンシーの関係は、賃貸借契約における賃貸人－借借人－転貸人と同様の関係にあると理解されているのではないか、という指摘もなされた⁷。これに対しては、特許法も著作権法も民法のように転貸借と同様の構成に係るルールを定めた規定がないことから、上記の授権を受けて権利者に対する不作為請求権を権利者に代わって許諾を与えているという構成と解するほかないのではないかとの指摘もあった。

⁵ 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書『特許権等の活用を促進するための通常実施権等の登録制度の見直しについて』（平成19年12月）34頁以下。

⁶ このほか、前掲注3産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書では、通常実施権者（ライセンシー）とサブライセンシーとの間で契約を締結することはなく、特許権者とライセンシーとの間のライセンス契約が民法上の「第三者のためにする契約」（民法537条1項）として機能し、サブライセンシーが受益の意思表示をしたときに、サブライセンシーは特許権者に対する不作為請求権を取得する（同条2項（改正後の同条3項））という類型もあると指摘されている。

⁷ サブライセンスの性質については、前掲注3産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書でも、「ライセンサーはライセンシーに発明を実施させる積極的な義務を負うとの側面もあり、ライセンシーも独自の権利としてさらにサブライセンスを許諾（再実施許諾）することができる」と説明する余地もある。実務の感覚においても、①ライセンサーとライセンシーの間のライセンス契約が終了すればサブライセンス契約も終了するという関係があること、②サブライセンスの対価は、ライセンサーではなくライセンシーに支払われるのが通常であることなどから、サブライセンシーの実施権は、あくまで特許権者等ではなくライセンシーに対するものとする考え方が根強い。この点を整理するには、現在のライセンス契約・サブライセンス契約の実態を踏まえた上で、通常実施権の法的性質を改めて整理することが必要となるものであり、今後の学説や判例の蓄積が待たれる。」とされている。

この点に関し、特許法における整理と同様に考えれば、サブライセンスによってサブライセンシーが得る権利は、（サブライセンスと称されているが）利用許諾に係る権利そのものであるということになり、利用許諾に係る権利の対抗制度が導入された場合にはその適用を受けることとなる⁸。

仮に、著作権者がサブライセンシーに対して許諾を与えているわけではないと考えた場合であっても、サブライセンシーは、著作権者から適法にサブライセンスを行う権限を与えられたライセンシーからサブライセンスを受けることによって著作権者から利用を妨げられることのない地位を取得していることになることから、利用許諾に係る権利の対抗制度が導入された場合にはライセンシーと同様にその保護を受けるべきものと考えられる。

以上のおり、利用許諾に係る権利の対抗制度が導入された場合には、サブライセンスによってサブライセンシーが得る権利については、対抗制度の適用を受けるものと考えられる。

【御審議いただきたい点6】

利用許諾に係る権利の対抗制度が導入された場合には、サブライセンスによってサブライセンシーが得る権利については、対抗制度の適用を受けるという整理について問題はないか。

⁸ 特許法における通常実施権の当然対抗制度の導入とサブライセンスとの関係に関し、産業構造審議会知的財産政策部会『特許制度に関する法制的な課題について』（平成23年2月）4頁は、「特許法上、通常実施権者による他者へのライセンス（いわゆるサブライセンス）は、特許権者・サブライセンシー間の通常実施権と整理される。そのため、当然対抗制度を導入する場合には、特許権者からサブライセンサーへのサブライセンス許諾権の付与とサブライセンサーがそれに基づきサブライセンシーに通常実施権を許諾したこと等を立証すれば、サブライセンスに基づく通常実施権についても対抗可能となり、サブライセンシーについても適切に保護することが可能である。」とされている。